

第 4755 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 6月21日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 通信販売における売掛金の貸し倒れ

**Q**：当社は通信販売をしています。支払いを催促しても代金を払わない顧客がいます。取引先は1回限りのところもありますが、継続して販売している先もあります。この場合の回収できない売掛金の取扱いはどうなりますか？

**A**：1年以上回収できない売掛債権などは、貸倒れとして損金に算入することができます。

### 【解説】

法人税では、債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権について法人がその売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認めることとしています。この取扱いは、継続的な取引を行っていた債務者について適用があるものですが、通信販売先については、顧客管理しているような場合には、この取扱いが認められることとなります。

- ①債務者との取引を停止した時（最後の弁済期又は最後の弁済の時がその停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時）以後1年以上経過した場合（その売掛債権について担保物のある場合を除く。）
- ②法人が同一地域の債務者について有するその売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、その債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

